

極 秘 5

第 6 次 日 韓 全 面 会 談 の 一 般 請 求
権 小 委 員 会 第 5 回 会 合

3 6 . 1 1 . 3 0
北 東 ア ジ ア 課

1. 一 般 請 求 権 小 委 員 会 第 5 回 会 合 は、1 1 月 3
0 日 午 後 2 時 か ら 同 3 時 2 0 分 ま で、外 務 省 2
3 3 号 室 に お い て、次 の と お り 双 方 委 員 出 席 の
下 に 開 催 さ れ た。

日 本 側 出 席 者

主 査 代 理	大 蔵 省 理 財 局	吉 岡 次 長
副 主 査	外 務 省 ア ジ ア 局	卜 部 参 事 官
補 佐	大 蔵 省 理 財 局 外 債 課	桜 井 外 債 課 長
〃	〃 管 財 局 管 理 課	本 間 管 理 課 長
〃	〃 〃	森 事 務 官
〃	〃 理 財 局 外 債 課	金 子 事 務 官
〃	〃 〃	杉 田 事 務 官
〃	外 務 省 条 約 局 法 規 課	小 木 曾 課 長
〃	〃 〃	小 和 田 事 務 官
〃	〃 条 約 課	井 口 事 務 官

オ
5
回

補佐	外務省アジア局北京アジア課	前田 課長
〃	〃	柳谷 事務官
〃	〃	杉山 事務官
〃	〃	渡辺 事務官
〃	〃	久一 事務官
オブザーバー	郵政省貯金局第二業務課	柄田 課長
	〃	石鍋 事務官
	〃 簡易保険局業務課	八十島 事務官

韓国側出席者

主席委員	弁護士	金 潤 根
委員	韓国銀行副総裁	高 範 俊
〃	産業銀行理事	洪 升 熹
〃	韓国銀行参事	李 相 徳
〃	逓信部郵政局郵便貯金課長	金 洛 天
〃	外務部政務局亞州課	李 昌 洙
〃	〃	金 太 智

2. 議事要旨

(1) 冒頭、吉岡副主査より、宮川主査の帰朝が遅れたため、本日再び主査代理を務める旨述べた後、金主査より、要綱第2項(1)(c)の簡易生命保険および年金につき敷衍説明を行なうとして、朝鮮における保険加入者の保険料中、積立金および余裕金という二つの名目で大蔵省預金部に預入されたもののうち韓国人分を請求する、これは加入者の利益のため大蔵省に預入されたものであるから、その根拠に立つて請求するものであり、日本側の立場からみても、これを返還せずにその利益をうる性質のものではないと考える、この趣旨で専門家による会合において双方の数値を照合するのが適当と思うと述べた。

これに対し、吉岡代理より、前回会合においては、朝鮮人の保険および年金の掛金の累積額を請求するとされたのに対し、今

回は大蔵省への積立金および余裕金であるとされたが、数値も前回のもものと異つてくるかと質したところ、李副主査より多少変つてくると述べた。

吉岡代理より、韓国側の請求の趣旨は、個人の債権ではなく、朝鮮の簡保特別会計の日本政府に対する債権という意味になるのかと質したところ、金主査より、自分の考えによれば、これは結局個人の債権とみなすことができると述べた。そこで、吉岡代理より、形式的、法律的には個人請求の線は一度切れたと思われるが、実質的にそうなるという意味であるかと質したところ、金主査は、理論構成としては多少変つてくるだろうが、元来韓国と日本との関係は、一般会計と特別会計の関係で結びついていたもので、広い意味ではすべて日本政府に預け入れたものである、これを私法的な立場に近よらせて考えると、総督府が各個人に代つて大蔵省に預入したとも考えられ、ま

た他の意味では個人の利益のために預けたともいいうる、要するに個人の日本政府に対して請求する権利である、他方、大蔵省としてもいつかは個人に返すべき金を理由なく利得してはならないと思う、法律的にいろいろな見方ができるが、これは予想しなかつた事態のためこうなつたのであり、日本側としても不当利得はしたくないと考えていると思う、韓国側としても、金額の上で事務費その他は差引いたもののうち、韓国人分を請求するというように範囲を限定しているわけであると述べた。

- (2) 吉岡代理より、要綱第2項についての日本側の一応の考え方を今日にでも申し上げたいと思つていたが、宮川主査の帰国が遅れたためもあり、本会合においては意見を述べられないので、次の項目に進みたいと述べたところ、韓国側もこれを了承した。
- (3) ト部副主査より、臨時小委員会韓国側

は証憑問題は同委員会の枠外であるとの意見を述べたそうだが、これは日本側の了解と異ると述べたところ、李副主査より、臨時小委員会において貯金の原簿の話が出、貯金管理局が北の部分にあるものにつき質問があつたので、臨時小委員会においては総合決算表上の数値の照合が問題であり、北の原簿を今韓国政府が持っているかどうかの問題は直接関係ないと述べた次第であると述べた。これに対し、鞆田課長より、自分達貯金関係者として対預金者の債務の証拠である原簿ないし通帳が問題とならざるをえず、その点参考までに聞きたいと申したまでだと述べ、卜部副主査より、韓国側にない資料はありうるのをそれを要求するわけではないが、あるものに関してこれを確めることは事実関係を検討する臨時小委員会の仕事の一部であると述べたところ、李副主査より、それは資料の性質による、

韓国側に通帳はなく、請求の基礎は原簿によるものであるところ、北鮮にあるべき原簿について尋ねられたので、事情を説明したわけであると述べた。これに対し、卜部副主査より、資料の証憑問題は是非扱ってもらいたく、韓国側としても提出しうるものはできる限り日本側に提示してほしいと述べたところ、韓国側もこれを了承した。

(4) 次いで要綱第4項に移り、金主査より韓国側は「1945年8月9日現在、韓国に本社、本店または主たる事務所があつた法人の在日財産の返還を請求する」ものであり、これは2小項目に分れ、第1項は「連合軍最高司令部閉鎖機関令によつて閉鎖清算された韓国内金融機関の在日支店財産」であり、第2項は「SCAPIN/965号によつて閉鎖された韓国内本店所有法人の在日財産」であり、これらに該当する財産のすべてを請求するものである。これら財産の閉鎖清算は閉鎖機関令、SCAPIN/965号等日本の関係法令により、日本で執行されたものであるので、日本側よりそれらの閉鎖清算状況を先ず説明ありたく、その日本側説明次第では韓国側請求内容も伸縮性をもうる次第であると述べた。

これに対し、吉岡代理より、韓国側請求の法的根拠は如何と質したところ、金主査

より、韓国側要求の根拠は、韓国法人の財産であるということであると述べた上、当該財産はSCAPIN等の指令により清算中ときいており、日本側の法的根拠、清算の進行状況ないし対象等につき納得の行く説明があれば、韓国側の請求内容の範囲がしぼられてくるという意味であると述べたので、吉岡代理より、第5次会談では、韓国側は軍令33号によりこれら財産が韓国財産になつたのでこれを返還請求するとされたが、韓国側の考え方が変つたわけかと質した。

これに対し、金主査より、前回の会談でも軍令33号により在日財産を請求することはいつていないと了解する、要するに、韓国側としては、無駄な議論をたたかわしたくなく、日本側の説明を聞き韓国側より質問をし、意見の違う範囲を狭めていき

いと思うと述べ、さらに、株主権の問題は韓国法人の性格の問題であり、軍令33号が直接在日財産に適用されるかされないかは議論していない、第5次会談において日本側は本項第1項に該当するものはどれかと問うたので、韓国側から、朝鮮銀行、朝鮮殖産銀行、朝鮮信託株式会社、朝鮮金融組合連合会であると答えた経緯があると述べた。そこで、吉岡代理より、第5次会談においては軍令33号により請求したが、今回は韓国に本店、本社のある韓国法人の財産として請求するのと重ねて質したところ、金主査より、軍令と在日財産とは直接関係なく、従つて在日財産に軍令33号を適用しようとは考えていないと述べた。これに対し、吉岡代理より、例えば朝鮮銀行の場合、日本人の株主が多いが、その株主権と韓国側の権利との関係は如何と質した

ところ、金主査より、株式は軍令により帰属したのであり、法人をどう見るかの問題には軍令33号が当然考慮されると述べ、李副主査よりも、韓国側の請求は私法上の本支店勘定の意味から返還請求をするものであると述べた。

(5) ここで、吉岡代理より、自分の感じとしては韓国側は軍令33号により会社全部が帰属したと考えているように思われるが、日本側としてはこの韓国側の立場に異議があり、軍令33号は連合国最高司令部の下にある朝鮮における司令官の発したものであり、その効果は同司令官の管轄区域にのみ及び、日本にまでは及びえないものであり、従つて本件在日財産にその効果は及ばないと思つたと述べたところ、金主査より、日本側は株式は帰属したが帰属の効果は日本に及ばないとするのかと質したので、吉岡代理より、そのとおりであり、これは軍令にも明記してあり、また国際法上も問題のないところであると述べたところ、金主査より、在日財産に関する法律的問題は残るとしても在日財産が如何に処理されたかを伺いたいと述べた。

これに対し、吉岡代理より、軍令33号

の効果が在日財産に及ばない以上、在日財産の処理について説明の必要はないと思うと答えたところ、金主査より、韓国側は日本側の軍令33号の解釈を韓国側に歩み寄せようとしているのではない、ただ、日本側がこれら財産を清算したと承知しているので、その残余財産がどうなっているかに無関心ではありえない、日本側の説明によつては韓国側の主張を修正してもよいとも考えていると述べた。そこで、吉岡代理より、在日財産の問題は軍令33号の効果の範囲外である以上請求権の範囲外であり、その処理の説明の必要はないと思うと述べたところ、金主査より、軍令33号の解釈が異なるからといつて在日財産がこの会談の範囲外というのには理解できないと述べたので、卜部副主査より、韓国側請求権の基礎となる軍令33号の性格につき、日本側は当初よりその効果が韓国内にのみ及ぶとの

見解をとっており、本件在日財産はSCAPの命により、その言い分によれば帝国主義の先棒を清算するとの意味で、軍令33号とは別個に処理されており、その点朝鮮との関係が切れている、国際的な先例を調べても株式をとつたからといつてその国以外にあるものをとることは不可能であるといふのが諸外国の裁判等にも見られる一致した結論であると述べた。

これに対し、金主査より、在日財産問題が請求権の範囲外ということになればこれは問題外であるが、少くとも第5次会談までは引続いて議題になつてきたものであるから、日本側の説明をもう少し詳しく聞いた上で韓国側の主張に訂正すべきものがあれば訂正する積りで伺つていたのであると述べたので、卜部副主査より、日本側としてはこの考え方を疑いのない事実として扱つていたのであるが、韓国側で正式な説明

が必要ということであれば整理の上次回に説明してもよいと述べたところ、金主査より、軍令33号に関する日本側の見解がどういうわけで韓国側と異つているかにつき一通りの説明を聞きたい、同時に、残余財産がどうなつているかについてもわれわれとして関心をもたざるを得ない、すなわち、在日財産の処理はSCAPのメモによるものと了解しているがそのテキストないし法令を知りたく、また、清算の対象となる財産の範囲、これら財産の整理は現在どの程度進行しているのか、清算の結果もしプラスとなつた場合それはどうなるのかという点につき説明があれば、それにより韓国側の主張で具合が悪い点を修正し、お互に歩み寄れるところまでは歩み寄ろうと思つたと述べた。

(6) ここで、吉岡代理より、自分達の解釈によると残余財産の処理と請求権とは関係がないという議論をせざるを得ないと述べたのに対し、李副主査より、第5次会談においても法律問題と事実関係の検討とは平行して行なわれ、日本側は金融組合連合会の資料の提出を求めたのに対し、韓国側は必要なら提出しようとして約束した経緯があるが、今回の日本側の説明は、その線が切れたのかそれとも考え方の角度が変わってきたのか、法律的な問題は残しながら事実関係を調べようというところまで行つたのに、今になつてその必要がないとは理解できないと述べたので、吉岡代理より、第5次会談においては、朝鮮銀行、朝鮮金融組合連合会等の事実関係がわからなかつたので聞きたいといつたが、法律論をやつていけば、事実関係を調べる必要はないということになるわけであると述べた。ここで、高委員より、

要綱 4 に該当する財産は軍令 33 号により清算したのか、SCAPIN を根拠として行なつたのか、次回に併せて説明ありたいと述べたので、卜部副主査より、当時日本側では軍令 33 号のことを知らず、知つていたのは SCAPIN だけであつた、日本側としてはこれは当然のことだと思つていた次第であると答えた。

ここで、金主査より、韓国側としては、日本側の法律論、清算の対象となつた財産の範囲、清算状況、残余財産の処理方針の 4 つの事項につき説明をききたいと述べたので、卜部副主査より、先ず第一の法律論だけに限定して説明しよう、それによつて観念の上での混乱が起るのを避けたいと述べたところ、金主査より、韓国側で種々考慮した結果、前述の 4 つの点に関する説明が必要となつたわけであるから、4 つの点を全部一緒に説明されたいと述べ、李副主

査より、日本側の考え方が後退したような印象をうける。第5次会談においてはSCAPIN 1965号に該当する会社につきその名称等の資料を出し合うところまでできていたが、今回は振出しに戻った感じがすると述べたので。ト部副主査より、第5次会談においては愛想をふりまいたが、今回は最終会談ということなので、誤った期待を韓国側にもたれてもいけないので、はつきり申上げたものであり、多少強く感じられたかもしれない、韓国側御要望の第2、第3、第4の各点の説明については、宮川主査の帰国を待ち、同主査と十分協議することで今回はペンディングとしておこうと述べた。

高委員より、在日支店財産は軍令33号により整理されたわけではなく、何か別の根拠によつたということなので、その根拠を詳しく説明願いたいと述べたところ、ト

部副主査より、SCAPIN の指令等は管理法令集として一般に出ているので、それを利用されればよいと述べた。

(7) 金主査より、本日の話合は主として第1小項目につき行なわれたが、第2小項目とも共通している問題と解するが、日本側の見解如何と問うたので、吉岡代理より、そのとおりと答えた。

(8) 次回会合は12月7日(木)午後2時とし、時間の余裕があれば第3項目の検討に入ることとなつた。

3. 新聞発表

双方協議の結果、「要綱第4につき意見の交換が行なわれ、次回にさらに同項の検討を行なう」とすることとなつた。